

「日医標準レセプトソフト」

令和4年10月診療報酬改定対応
(入院)

初版

2022年9月26日
日本医師会 ORCA 管理機構

= 目次 =

A 1 0 0	一般病棟入院基本料.....	2
A 5 0 0	看護職員処遇改善評価料.....	2

A100 一般病棟入院基本料

急性期一般入院基本料について、施設基準における重症度、医療・看護必要度の該当患者割合の基準を変更することに伴い、以下の入院料の評価を見直す。なお、令和4年3月31日時点において、急性期一般入院料6に係る届出を行っている病棟については、同年9月30日までの間、改定前の医科診療報酬点数表により急性期一般入院料6を算定可能とする。

急性期一般入院料6	1,408点	⇒	急性期一般入院料6（経過措置）	1,408点
急性期一般入院料7	1,382点	⇒	急性期一般入院料6	1,382点

[経過措置]

令和4年3月31日において現に急性期一般入院料6に係る届出を行っている保険医療機関の病棟における急性期一般入院料6の算定については、令和4年9月30日までの間、なおその効力を有するものとする。

上記の取り扱いにより急性期一般入院料6（経過措置）は9月30日で廃止となります。9月26日提供のマスタ更新を適用することで有効期間終了日を9月30日に更新します。急性期一般入院料6（経過措置）の算定が行われている場合は10月1日以降の算定入院料を変更してください。

A500 看護職員処遇改善評価料

（新設）

地域でコロナ医療など一定の役割を担う医療機関において、勤務する看護職員の処遇を改善するための措置を実施している場合の評価を新設（1日につき）

190273510	看護職員処遇改善評価料1	1点
190273610	看護職員処遇改善評価料2	2点
190273710	看護職員処遇改善評価料3	3点
↓		
190289910	看護職員処遇改善評価料165	340点

看護職員処遇改善評価料の算定を行う場合、診療行為画面より診療行為コードの入力を行ってください。入院料加算とは異なり外泊日についても算定可能であることから、これの対応を9月26日提供のパッチプログラムに含んでいます。

※プログラム更新が未実施の場合、外泊日に診療行為画面からのコード入力時に「K910 外泊日に入院料加算が入力されています。」とエラー表示されます。

※看護職員処遇改善評価料のレセ電データ記録については10月パッチで対応予定です。

看護職員処遇改善評価料の詳細については厚生労働省「令和4年度診療報酬改定について（10月改定分）」に掲載された告示・通知等を確認してください。

掲載サイト

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188411_00041.html